

2 公認パラスポーツコーチ資格認定関係

(1) 公認パラスポーツコーチ資格認定規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（2）に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役 割)

第2条 協会、その他関係団体と連携し、各種競技別の障がいのある競技者の強化・育成などをおこなう者。また、パラリンピックなどの国際大会に参加する選手団の監督、コーチとして活動する者。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会を受講希望する者は、次に定める（1）および（2）の両方の条件を満たさなければならない。

（1）公認中級パラスポーツ指導員もしくは、公認上級パラスポーツ指導員の有資格者。

（2）競技団体のコーチとして活動経験を有し、協会登録競技団体の推薦がある者。

(認 定)

第5条 パラスポーツコーチの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツコーチは次に該当するとき、その資格を喪失する。

（1）更新をしなかったとき。

（2）その他、パラスポーツコーチとして適当でないと会長が認めたとき。

(申 請)

第8条 パラスポーツコーチの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツコーチ資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツコーチとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内（4年間）に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 資格認定期間内に協会指定講習会を受講した。
- (2) パラスポーツコーチとして、パラスポーツ競技団体または関係団体で継続的な活動をおこない、資格認定申請書（様式－11）に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年1月27日一部改正〕

- 1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則〔平成26年4月1日一部改正〕

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則〔令和4年4月1日一部改正〕

- 1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
- 2 指導者の養成において、公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「協会登録障がい者スポーツセンター」を追記した。

附 則〔令和5年4月1日一部改正〕

- 1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツコーチ資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツコーチ資格認定規定第5条に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式－10)、指導者登録シート(様式－2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

- 2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツコーチは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-11)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピーおよび認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツコーチとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツコーチ資格の休会に関する細則を追記した。

2 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

1 (3) 公認パラスポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。